

事務連絡  
平成26年12月26日

地方厚生(支)局医療課  
都道府県民生主管部(局)  
国民健康保険主管課(部)  
都道府県後期高齢者医療主管部(局)  
後期高齢者医療主管課(部)

御中

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料及び医療機器保険適用希望書(希望区分B)に記載する機能区分コードについて」の一部改正について

標記については、本日、「特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部を改正する件」(平成26年厚生労働省告示第498号)が公布され、平成27年1月1日から適用されることとされたことに伴い、「特定保険医療材料及び医療機器保険適用希望書(希望区分B)に記載する機能区分コードについて」(平成26年3月5日事務連絡)を次のように改正し、平成27年1月1日から適用することとしたのでお知らせいたします。

記

1 別表Ⅱ区分112の(9)を次のように改める。

(9) トリプルチャンバ(Ⅲ型)

- ① 標準型
- ② 自動調整機能付き

B0021120901

B0021120902



「特定保険医療材料及び医療機器保険適用希望書（希望区分B）に記載する機能区分コードについて」の一部改正について

改正前

改正後

(別表)

(別表)

I 医科点数表の第2章第2部に規定する特定保険医療材料及び機能区分コード

I 医科点数表の第2章第2部に規定する特定保険医療材料及び機能区分コード

112 ベースメーカー				
(1) シングルチャンネル				
① 標準型	B002	112	01	01
② MR I 対応型	B002	112	01	02
(2) 削除				
(3) デュアルチャンネル (I型・II型)	B002	112	03	
(4) 削除				
(5) デュアルチャンネル (III型)	B002	112	05	
(6) デュアルチャンネル (IV型)				
① 標準型	B002	112	06	01
② MR I 対応型	B002	112	06	02
(7) トリプルチャンネル (I型)				
① 標準型	B002	112	07	01
② 極性可変型	B002	112	07	02
(8) トリプルチャンネル (II型)				
① 単極用又双極用				
ア 標準型	B002	112	08	01
イ MR I 対応型	B002	112	08	01
② 4極用	B002	112	08	02
(9) トリプルチャンネル (III型)				
① 標準型	B002	112	09	01
② 自動調整機能付き	B002	112	09	02

112 ベースメーカー				
(1) シングルチャンネル				
① 標準型	B002	112	01	01
② MR I 対応型	B002	112	01	02
(2) 削除				
(3) デュアルチャンネル (I型・II型)	B002	112	03	
(4) 削除				
(5) デュアルチャンネル (III型)	B002	112	05	
(6) デュアルチャンネル (IV型)				
① 標準型	B002	112	06	01
② MR I 対応型	B002	112	06	02
(7) トリプルチャンネル (I型)				
① 標準型	B002	112	07	01
② 極性可変型	B002	112	07	02
(8) トリプルチャンネル (II型)				
① 単極用又双極用				
ア 標準型	B002	112	08	01
イ MR I 対応型	B002	112	08	01
② 4極用	B002	112	08	02
(9) トリプルチャンネル (III型)				
① 標準型	B002	112	09	01
② 自動調整機能付き	B002	112	09	02